

**青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 20 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市議会議員その他非常勤の職員の通勤災害にかかる要件について見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条例**

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 2 項第 5 号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 2 条の 2 第 2 項第 5 号の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）の一部改正により常勤職員の通勤災害にかかる要件が緩和されたことに合わせて、青梅市議会議員その他非常勤の職員の通勤災害にかかる要件についても同様の改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

通勤経路を逸脱または中断した場合であっても通勤災害として認められる要件の変更（第2条の2関係）

改正後	現 行
<p>負傷、疾病または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、子、父母、配偶者の父母および_____次に掲げる者（(2)に掲げる者にあつては、<u>職員と同居しているものに限る。</u>）の介護</p> <p>(1) 孫、祖父母および兄弟姉妹 (2) 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者および職員または配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者</p>	<p>負傷、疾病または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、子、父母、配偶者の父母および<u>職員と同居している</u>次に掲げる者_____</p> <p>_____の介護</p> <p>(1) 孫、祖父母および兄弟姉妹 (2) 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者および職員または配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者</p>

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

この条例による改正後の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第37号）

改正後	現行	備考
<p>(通勤) 第2条の2 略 2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、または同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱または中断の間およびその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱または中断が、日常生活上必要な行為であつて次に定めるやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱または中断の間を除き、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 負傷、疾病または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母および_____次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的にまたは反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア 孫、祖父母および兄弟姉妹 イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者および職員または配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者</p>	<p>(通勤) 第2条の2 略 2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、または同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱または中断の間およびその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱または中断が、日常生活上必要な行為であつて次に定めるやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱または中断の間を除き、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 負傷、疾病または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母および<u>職員と同居している</u>次に掲げる者_____の介護（継続的にまたは反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア 孫、祖父母および兄弟姉妹 イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者および職員または配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者</p>	
<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p>		

2 この条例による改正後の第2条の2第2項第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。